

---

「証券市場公正化・活性化基金」の設置及び「経理規則」の一部改正について

---

日証協・平 20 . 11 . 19

---

本協会では、平成 20 年 11 月 19 日に開催された理事会において、金融・資本市場の公正化又は活性化に資する本協会事業を円滑に実施することを目的に、定款第 82 条の規定に基づき、「証券市場公正化・活性化基金」を設置することとした。また、同基金の設置に伴い、「経理規則」の一部改正を行った。

同基金の設置及び本改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

## 「証券市場公正化・活性化基金」の設置について

平成 20 年 11 月 19 日

### ▽ 目 的

本基金は、金融・資本市場の公正化又は活性化に資する本協会事業を円滑に実施することを目的に、定款第 82 条の基金の規定にもとづいて設置する。

### ▽ 会計の形態

経理規則第 31 条第 1 項に規定する特別会計(会員会計における「証券市場公正化・活性化基金特別会計」)を設け、当該特別会計を「公正化勘定」及び「活性化勘定」に区分し、資金の原資と用途をそれぞれ明確化する。

### ▽ 基金の原資

#### 【公正化勘定】

➤ 平成 20 年度以降発生する定款第 28 条第 2 項に規定する会員の過剰金。

#### 【活性化勘定】

➤ 会員一般基金で保有する政策投資株式の売却による譲渡益収入。

### ▽ 基金の用途(○印は対象、×印は対象外、システム化事業を含む)

使 途	公正化勘定	活性化勘定
(1) 内部者登録制度に関する事業	○	○
(2) 反社会的勢力排除に関する事業	○	○
(3) 株式・公社債市場等の公正な運営に関する事業	○	○
(4) 外務員登録、資格試験の公正な運営に関する事業	○	○
(5) 協会員と顧客との紛争等の処理にかかる事業	○	○
(6) 証券会社の共同ネットワークに関する事業	×	○
(7) 金融・資本市場にかかる普及啓発・広報事業	×	○
(8) その他証券市場の活性化に資する事業	×	○

※ 基金は経常的な運営費用に充てることができる。

※ (3)の例としては、PTS、取外、グリーンシート、公社債売買参考統計値など。

※ (3)、(4)、(5)(いずれも公正化勘定の対象)のうち、会員及び特別会員の共通経費に当たる事業について、特別会員が希望すれば、特別会員一般基金特別会計に保持する過剰金口の利用を会員と同様に認め、特別会員会計内に新たな特別会計を設置することができることとする。

※ 一事業年度に得た過剰金の総額又は会員一般基金に生じた譲渡益を基金に収入計上し、翌事業年度の予算編成を行う。

### ▽ 会員研修基金の取扱い

会員研修基金は、平成 20 年 3 月 31 日をもって会員から収受する過剰金の繰入れを停止し、同日付の資産残高をもってその運営を継続し、当該基金の運用益は、引き続き研修事業費の支出に充てる。

### ▽ そ の 他

本基金から発生する運用益については、当該特別会計に帰属し、その事業運営の資金とすることができる。

以 上

## 「経理規則」の一部改正について

平成 20 年 11 月 19 日

日本証券業協会

### 1. 改正の趣旨

本協会は、金融・資本市場の公正化又は活性化に資する本協会事業を円滑に実施することを目的に、定款第 82 条の規定に基づき、「証券市場公正化・活性化基金」を設置することとした。

これに伴い、経理規則第 31 条第 1 項の規定に基づき、当該基金に関する特別会計を設置するとともに、「経理規則」について所要の改正を行うこととする。

### 2. 改正の骨子

- (1) 上記の趣旨に基づき、会員会計に「会員証券市場公正化・活性化基金特別会計」（以下「本特別会計」という。）を加える。 (第 31 条第 2 項第 1 号ハ 新 設)
- (2) 定款第 82 条に規定する基金の元本については、これを取崩し、他の会計の収入に繰り入れることはできないものとする。ただし、本協会が特に必要と認めるときは、理事会の決議をもってこれを行うことができることとする。 (第 32 条第 2 項 新 設)
- (3) 証券市場公正化・活性化基金の資金原資及び用途を明確化することを目的に、本特別会計を「公正化勘定」と「活性化勘定」とに区分して経理する。 (第 32 条第 3 項、第 4 項 新 設)
- (4) 本特別会計における公正化勘定に属する基金の元本については、公正化に資する事業の支出に充てることを目的として、予算の定めるところにより、当該事業に係る会計に収入として繰り入れることができることとする。 (第 32 条第 5 項 新 設)
- (5) 本特別会計における運用益については、公正化又は活性化に資する事業の支出に充てるため、当該事業に係る会計に収入として繰り入れることとする。 (第 34 条第 1 項第 3 号 新 設)

### 3. 実施の時期

本改正は、平成 20 年 11 月 19 日から施行する。

以 上

「経理規則」の一部改正について

平成20年11月19日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(基金特別会計の設置)</p> <p>第31条 定款第82条に規定する基金については、その目的に応じて第5条第2項に規定する特別会計を設置し、それぞれ本協会の他の資産と区分して処理する。</p> <p>2 前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ (現行どおり)</p> <p>ハ <u>会員証券市場公正化・活性化基金特別会計</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(基金の管理及び運用)</p> <p>第32条 基金は、前条第2項に規定する特別会計ごとに区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。</p> <p>2 <u>基金の元本については、これを取崩し他の会計に収入として繰り入れることはできない。ただし、本協会が特に必要があると認めるときは、理事会の決議によりこれを行うことができる。</u></p> <p>3 <u>前条第2項第1号ハに規定する会員証券市場公正化・活性化基金特別会計については、資金原資及び用途を明確化することを目的として、公正化勘定と活性化勘定とに区分して処理する。</u></p> <p>4 <u>前項に掲げる公正化勘定とは、公正化に資する事業(定款第7条第1項第1号から第10号までに掲げる業務及び同項第15号に掲げる業務のうちこれらに類</u></p>	<p>(基金特別会計の設置)</p> <p>第31条 定款第82条に規定する基金については、その目的に応じて第5条第2項に規定する特別会計を設置し、それぞれ本協会の他の資産と区分して処理する。</p> <p>2 前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(基金の管理及び運用)</p> <p>第32条 基金は、前条第2項に規定する特別会計ごとに区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>する業務(同項第 10 号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とし、活性化勘定とは、活性化に資する事業(同項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とする。</u></p> <p><u>5 第 2 項の規定にかかわらず、第 3 項に規定する会員証券市場公正化・活性化基金特別会計の公正化勘定に属する基金の元本については、公正化に資する事業の支出に充てるため、予算の定めるところにより、当該事業に係る会計に収入として繰り入れることができる。</u></p> <p>(運用益の処理)</p> <p>第 34 条 基金の運用益については、次のように処理する。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 会員証券市場公正化・活性化基金特別会計における運用益については、公正化に資する事業又は活性化に資する事業の支出に充てるため、当該事業に係る会計に収入として繰り入れる。</u></p> <p><u>4 (現行どおり)</u></p> <p><u>5 (現行どおり)</u></p> <p><u>6 (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 20 年 11 月 19 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(運用益の処理)</p> <p>第 34 条 基金の運用益については、次のように処理する。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>3 (省 略)</u></p> <p><u>4 (省 略)</u></p> <p><u>5 (省 略)</u></p>